

公表用	

令和 6 年 12 月

第 18 回 行橋市農業委員会総会議事録

令和 6 年 12 月 10 日

行橋市農業委員会

1. 開催日時 令和 6 年 12 月 10 日 午前 10 時開会
2. 開催場所 行橋市役所 東棟 501 会議室
3. 農業委員出欠者の状況

出席委員 11 名
欠席委員 2 名

議席	氏 名	出欠
6	舩 津 鎮 男	出
13	吉 村 郁 子	欠
8	藤 川 放 作	出
11	大 田 完 治	欠
12	長 城 彰	出
7	西 村 直 仁	出
1	西 本 一 美	出
2	石 本 浅 夫	出
9	繁 永 國 廣	出
5	川 本 博	出
3	松 本 功	出
4	富 田 和 重	出
10	沼 口 宣 寛	出

4. 農地利用最適推進委員の出席者 0 名
5. 傍聴者 0 名
6. 議事内容

議案第 66 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 67 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 68 号	農地転用計画変更申請について
議案第 69 号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
報告第 11 号	非農地証明の申請について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	井上 栄輔
農地係長	宮崎 崇文

会長	出席者 11 名で定足数に達していますので、これより、第 18 回行橋市農業委員会定例総会を開会いたします。会議に先立ちまして、行橋市農業委員会憲章を朗読いたします。
	－委員・事務局朗読－
会長	それでは、会議にはいります。議案の採決につきましては、前回同様、議案ごと一括して採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。 これより、議題の審議にはいります。本日の附議案件は、議案第 66 号から議案第 69 号までの 4 件を一括上程し審議しますので、よろしくお願いします。 最初に、議案第 66 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 66 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 6 年 12 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、石本 浅夫。記、1 申請人、■■■■、以下 9 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。最初に今元地区の 2 件について地区委員より報告願います。
藤川委員	今元地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。物件の表示は、大字今井■■■■、田、1,417 m ² 、外 1 筆計 3,040 m ² 。譲渡人は、北海道札幌市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。地区番号 2 番。物件の表示は、大字津留■■■■、畑、24 m ² 。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、新規就農するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	次に、仲津地区の 1 件について地区委員より報告願います
長城委員	仲津地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 3 番。物件の表示は、大字道場寺■■■■、田、1,438 m ² 、外 2 筆計 4,792 m ² 。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	次に、泉地区の 2 件について地区委員より報告願います
西村委員	泉地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 4 番。物件の表示は、南泉二丁目■■■■、田、271 m ² 、外 14 筆計 15,832 m ² 。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さん

会長 繁永委員	さんです。親から子へ贈与するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。地区番号5番。物件の表示は、東泉二丁目■■■■、田、1,832㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市東泉二丁目■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、新規就農するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。 次に、今川地区の1件について地区委員より報告願います 今川地区1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号6番。物件の表示は、大字大野井■■■■、田、515㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長 沼口委員	最後に、椿市地区の3件について地区委員より報告願います 椿市地区3件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号7番。物件の表示は、大字入覚■■■■、田、539㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。地区番号8番。物件の表示は、大字入覚■■■■、田、2,567㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。地区番号9番。物件の表示は、大字須磨園■■■■、田、496㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買により所有権を移転し、新規就農するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方願います。以上です。
会長	報告が全て終わりました。3条関係全般について、ご質疑ありませんか。 ー質疑なしー
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第66号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 ー全員挙手ー
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第66号、農地法第3条の規定による許可申請9件については、許可することに可決決定いたしました。次に、議案第67号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局	事務局に議案の朗読を求めます。
会長	朗読します。議案第 67 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 6 年 12 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、石本 浅夫。記、1 申請人、■■■■、以下 4 件。以上です。
船津委員	議案の朗読が終わりました。最初に、行橋地区の 2 件について地区委員より報告願います。
会長	行橋地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、行事六丁目■■■■、田、1,811 m ² 、行事六丁目■■■■、田、421 m ² 、2 筆計 2,232 m ² 。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては使用貸借契約を設定し、共同住宅を建築するものです。共同住宅 3 棟 649.83 m ² 、駐車場 350 m ² 、その他 1,232.17 m ² 。資金計画は借入金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書、隣地承諾書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、都市計画の用途区域内の第 3 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。地区番号 2 番。申請人は、京都郡苅田町■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、東大橋一丁目■■■■、田、1,530 m ² 。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては売買契約で所有権を移転し、住宅型有料老人ホームを建築するものです。老人ホーム 1 棟 511.91 m ² 、駐車場 175 m ² 、その他 843.09 m ² 。資金計画は借入金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書が一部添付され、理由書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、都市計画の用途区域内の第 3 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
西本委員	次に、泉地区の 1 件について地区委員より報告願います。
会長	泉地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 3 番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示、西泉七丁目■■■■、田、0.37 m ² 、西泉七丁目■■■■、田、0.10 m ² の 2 筆で計 0.47 m ² 。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんと、行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては、贈与契約により所有権を移転し、造成工事の越境部分を敷地拡張するものです。敷地拡張 0.47 m ² 。詳細としては、以前転用許可を受けた造成工事を行い測量したところ、擁壁部分が農地へ越境していたとのことです。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。実行済みのため始末書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、地区審査の結果、美夜古泉駅から 300m 以内の第 3 種農地であり、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	最後に、延永地区の 1 件について地区委員より報告願います。

富田委員	延永地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 4 番。申請人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、大字延永■■■■■、畑、4.67 m²、大字延永■■■■■、畑、26 m²の 2 筆で計 30.67 m²。計画地に既存宅地 533.55 m²を含みます。所有者は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては、贈与により所有権を移転し、建設機械車両駐車場を設置するものです。駐車場 526.72 m²、倉庫 1 棟 37.50 m²。資金計画は自己資金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。すでに庭木が植えられており始末書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha 未満のその他 2 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	報告が全て終わりました。5 条関係全般についてご質疑ありませんか。 ー質疑なしー
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 67 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 ー全員挙手ー
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第 67 号、農地法第 5 条の規定による許可申請 4 件については、許可相当と認め県に進達することに可決決定いたしました。次に、議案第 68 号、農地転用計画変更申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 68 号。農地転用計画変更申請について。下記の者より、農地転用許可処分のあった転用事業計画を変更する申請書の提出があったので本会の審議に附す。令和 6 年 12 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、石本 浅夫。記、1 申請人、■■■■■。以下 1 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。泉地区の 1 件について、地区委員より報告願います。
西本委員	計画変更、泉地区の 1 件について地区審査の結果を報告します。申請人は、行橋市■■■■■■■■■■■さんです。先ほど 5 条申請の地区番号 3 番でも説明した通り、以前転用許可を受けた造成工事を行い測量したところ、擁壁部分が農地へ越境していたため、令和 6 年 3 月 25 日に許可を受けた農地 3 筆、西泉七丁目■■■■■、西泉七丁目■■■■■、西泉七丁目■■■■■1 に、越境部分の西泉七丁目■■■■■、西泉七丁目■■■■■の 2 筆を足す農地転用計画変更を行うものです。以上です。
会長	説明が終わりました。ご質疑ありませんか。 ー質疑なしー
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 68 号について、許可することに、賛成の方の挙手をもとめます。 ー全員挙手ー
会長	全員賛成と認めます。よって議案第 68 号、農地転用計画変更申請 1 件につ

事務局	いては、許可相当と認め、県に進達することに可決決定いたしました。次に、議案第 69 号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。 朗読します。議案第 69 号。農業振興地域整備計画の変更に係る意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により下記の者の農業振興地域整備計画変更について、行橋市長より意見を求める申請があったので本会の審議に附す。令和 6 年 12 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、石本 浅夫。記、1 申請人、■■■■、以下 2 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。最初に、議案の整理番号 1 について、事務局に説明を求めます。
事務局	整理番号 1 番についてご説明します。本件は農地転用計画に伴う農振青地からの除外申請になります。土地の所在は、東泉一丁目■■■■、田、1307 m²、東泉一丁目■■■■、田、1011 m²の 2 筆です。変更の目的は共同住宅。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さん。転用計画者は大分県中津市■■■■、■■■■です。承認いただければ農振除外について異議なしといった形で行橋市長に意見書を提出します。
会長	説明が終わりました。ご質疑ありませんか。 －質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 69 号の整理番号 1 について、賛成の方の挙手を求めます。 －全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。次に、議案の整理番号 2 について、事務局に説明を求めます。
事務局	整理番号 2 番についてご説明します。本件は農地転用計画に伴う農振青地からの除外申請になります。土地の所在は、大字上稗田■■■■、田、3336 m²です。変更の目的は資材置場。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さん。転用計画者は行橋市■■■■、■■■■です。承認いただければ農振除外について異議なしといった形で行橋市長に意見書を提出します。
会長	説明が終わりました。ご質疑ありませんか。 －質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 69 号の整理番号 2 について、賛成の方の挙手を求めます。 －全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。よって議案第 69 号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、適当と認め、行橋市長に意見書を送付します。次に、報告第 11 号、非農地証明の申請について事務局に朗読を求めます。
事務局	朗読します。報告第 11 号。非農地証明について。非農地証明の申請が下記の者よりなされ、現地確認のうえ専決により証明を交付したので、本会に報告する。令和 6 年 12 月 10 日提出。行橋市農業委員会会長 石本浅夫。記、

会長	1 申請人、■■■■、持分 2/3、■■■■、持分 1/3。以下 1 件。①■■■■、持分 2/3、■■■■、持分 1/3。土地、東泉四丁目■■■■、田、798 m²。理由、当該農地は 20 年以上事務所の敷地となっており、農地として復元することが困難なため。以上です。
会長	朗読が終わりました。只今の報告について、ご質疑ございませんか。
会長	ー質疑なしー
	以上で、今回提案いたしました議案の審議・報告はすべて終了いたしました。最後に、本日の署名委員を指名いたします。12 番、長城委員、1 番、西本委員に署名願います。以上で、本日の総会は、すべて終了いたしました。これをもって閉会いたします。ご協力ありがとうございました。